

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年 8 月25日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社の連結会社である東芝エレクトロニクス・ヨーロッパ社、東芝情報システム英国社及び東芝システム欧州社に対して訴訟が提起されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝エレクトロニクス・ヨーロッパ社(以下「TEE」)

所在地 Hansaallee 181, 40549 Duesseldorf, Germany

代表者 森永 明、President

名 称 東芝情報システム英国社

所在地 Toshiba Court, Weybridge Business Park Addlestone Rd., Weybridge, Surrey, KT15 2UL, U.K.

代表者 Damian Jaume、Managing Director

名 称 東芝システム欧州社

所在地 Hamfelddamm 8, 41460 Neuss, Germany

代表者 Damian Jaume、President

(2) 当該訴訟の提起があった年月日等

訴訟提起があった日 2017年4月7日

TEEに訴状送達があった日 2017年8月22日(独現地時間)

(3) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所

名 称 : Media-Saturn-Holding GmbH (その関係会社を含む)(以下「原告」)

所在地 : WankeIstrasse 5,85046 Ingolstadt, Germany

代表者 : Pieter Haas、CEO

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

原告は、2007年まで当社の持分法適用会社であった松下東芝映像ディスプレイ株式会社(設立当時)が、ブラウン管に関する欧州競争法違反行為に関与し、その結果ブラウン管が組み込まれた製品を購入した原告が2003年1月から2006年12月までの期間に推定91.43百万ユーロ(約118億円)の損害を受けたため、その責任をTEE、東芝情報システム英国社及び東芝システム欧州社並びに当社グループ外の被告1社が連帯して負うものと主張しております。

以 上